

宮崎市事業バトンタッチ支援「引継ぎ準備支援補助金」交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者の円滑な事業承継及びM&Aを図るため、予算の範囲内において行う宮崎市事業バトンタッチ支援引継ぎ準備支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる者をいう。
- (2) M&A 事業譲渡、株式譲渡等により第三者に経営権を移転することをいう。
- (3) 支援機関 宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター、株式会社宮崎銀行、株式会社宮崎太陽銀行、宮崎第一信用金庫及び日本政策金融公庫宮崎支店をいう。
- (4) 専門事業者 事業承継及びM&Aに関する専門的な知識及び実績を有する事業者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、中小企業者が、支援機関による支援を受けた上で、事業承継又はM&Aの業務を専門事業者に委託する事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げるすべてを満たすものとする。

- (1) 市内で事業を営む中小企業者のうち、個人で市内に住所及び事業所を有する者又は法人で市内に本社を有する者
- (2) 正社員を雇用しており、原則として、当該正社員の雇用を引き続き確保するものであること。
- (3) 事業承継等を行うにあたり、引き続き市内で事業を営むものであること。
- (4) 保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に定める業種を営む者
- (5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び宮崎市税条例（昭和30年条例第23号）第46条第1項の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象とならないものとする。

- (1) 国又は本市以外の地方公共団体において、前条に規定する補助対象事業と同様の事業に対し交付される補助金の交付を受けている者
- (2) 市税及び県税を滞納している者（法人及び代表者）
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122

号) 第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者

- (4) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第1項第1号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
- (5) その他市長が補助金を交付することが不適当と認める者

（補助対象経費及び補助率等）

第5条 補助対象経費及び補助率等は、別表1に定めるとおりとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業者は、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に添えて、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 役員等氏名一覧表（様式第3号）
- (4) 支援確認書（様式第4号）
- (5) 補助対象経費に係る見積書の写し（委託する業務内容がわかるもの）
- (6) 市税滞納無証明書（法人及び代表者）
- (7) 県税滞納無証明書（法人及び代表者）
- (8) 宮崎市暴力団排除条例に基づく誓約書兼同意書（様式第5号）
- (9) 特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第6号）
- (10) その他市長が必要と認める書類

（軽微な変更の範囲）

第7条 規則第7条第1項ただし書の規定により市長の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の合計額の20パーセント以内の減少
- (2) 実施時期の変更等の補助事業の趣旨を変えない事業内容の変更

（実績報告）

第8条 補助対象事業者は、補助金の交付決定のあった年度の2月28日までに、補助事業実績報告書（規則様式第4号）に添えて、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 事業実施報告書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) 補助対象事業に係る領収書等の写し
- (4) 補助対象事業に係る業務内容が分かるもの（契約書等）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（取組状況報告）

第9条 補助対象事業者又はその支援機関は、本補助金の交付確定以降において、事業承継等に係る最終合意契約が締結されてない場合は、翌年度以降、最終合意契約が締結されるまで、又は5年間、毎年2月中に、取組状況報告書（様式第8号）を提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 宮崎市事業承継事業補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年4月1日以前の補助事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

対象経費	事業区分	補助率及び補助額
・弁護士、税理士などのマッチングコーディネーター、民間金融機関、民間M&A仲介業者等との委託契約に係る経費（着手金、マッチング登録手数料等）	(1) 保険法第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号に該当する者が実施する第三者承継（M&A）及び役員・従業員承継 (2) 親族内承継	【補助率】 補助対象経費の 3 分の 2 以内 【補助上限額】 6 0 万円
・企業価値評価に要する経費（株価の評価に係る費用、不動産鑑定に係る費用等） ・事業引継ぎに係る資料作成費用（企業概要書作成に係る費用、事業承継計画の策定に係る費用等）	(1) 保険法第 2 条第 1 項第 6 号に掲げる者が該当する第三者承継（M&A）及び役員・従業員承継	【補助率】 補助対象経費の 3 分の 1 以内 【補助上限額】 3 0 万円

（備考）

- 1 官公庁等の手続、書類作成及び個別具体的な案件に関する訴訟・トラブル対応に係る費用は対象外とする。
- 2 通常の顧問料等は対象外とする。
- 3 成功報酬は対象外とする。
- 4 経費の総額が、3 0 万円未満である場合は対象外とする。
- 5 消費税及び地方消費税は、対象外とする。
- 6 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に、1, 000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。